「海上交通安全法等の一部を改正する法律」について

令和3年7月1日施行

東京湾・伊勢湾・瀬戸内海（大阪湾含む）において台風等の異常な気象・海象が予想される場合、走錨等に起因する事故の防止に万全を期すため、

湾外避難・湾内の錨泊制限等を勧告・命令する制度等が創設されます。

瀬戸水道航路を航行する多様な船舶

走錨事故防止ポータルサイト

（海上保安庁交通部航行安全課）

https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/soubyo.html

事故防止に役立つ以下のような情報を掲載しています。

・台風進路図、外洋波浪予想図
・東京湾、伊勢湾、瀬戸内海（大阪湾含む）の錨泊船舶の状況図
・灯台等で観測した風向・風速等に関する情報
・投揚錨作業と事故防止、台風を錨泊避航した状況等、船員教育に役立つ動画情報
・走錨事故防止ガイドライン

等

JCG 海上保安庁

東京湾・伊勢湾・瀬戸内海（大阪湾含む）において以下の制度が開始されます。

異常な気象・海象が予想される場合の勧告・命令制度（海上交通安全法第32条）

○特に勢力の強い台風の直撃が予想される際、大型船等の一定の船舶※に対し、**湾外などの安全な海域への避難**や**入湾の回避**を勧告します。

○台風等の接近の際、湾内等にある船舶に対し、**一定の海域における錨泊の自粛**や**走錨対策の強化**を勧告します。

※主に船体形状や大きな風圧面により風の影響を強く受ける船舶。目安としては長さ160m以上の自動車運搬専用船、コンテナ船、タンカー、長さ200m以上の貨物船などを想定

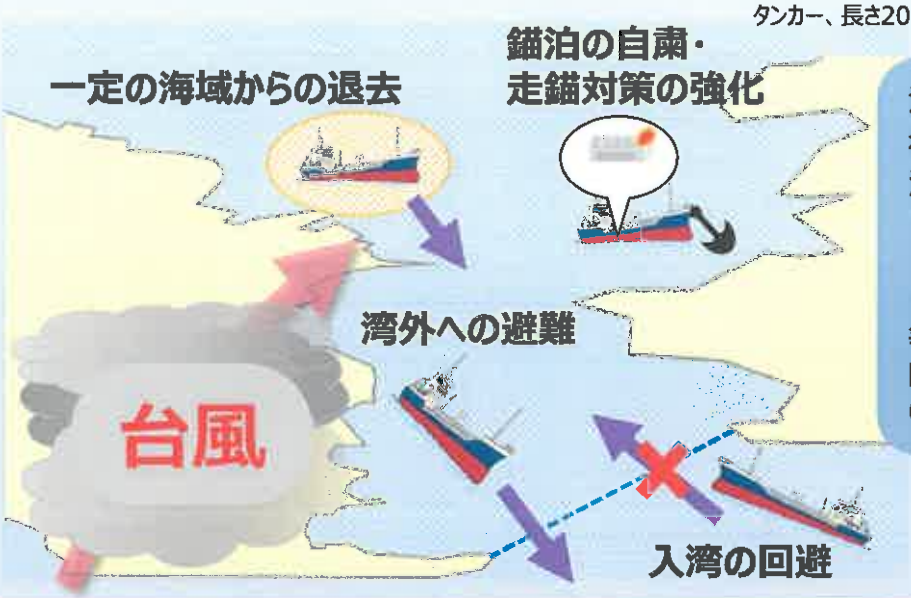

海上保安庁、海事・港湾関係者、行政機関で構成する**協議会**を各海域に設置し、
・避難の**対象**となる台風
・避難の**時期**や**対象船舶**
・勧告発出時の**連絡・周知**の体制
等について調整を図り、台風等接近時の船舶の円滑な避難に備えます。
(海上交通安全法第35条)

湾外へ避難させる必要がある船舶に対しては、港外避難と湾外避難の勧告・命令を海上保安庁長官が一体的に実施します。

海上交通センターによる情報提供、危険回避措置の勧告制度

（海上交通安全法第33条・第34条、港則法第43条・第44条）

○臨海部における施設等周辺の一定の海域※において錨泊、航行等する個別の船舶に対し、走錨のおそれなど事故防止に資する情報を提供し、その情報の聴取を義務化します。

○船舶同士の異常な接近等を認めた場合に、当該船舶に対し危険の回避を勧告します。

※国土交通省令で規定

各海域や各海域において対象となる施設の詳細は「走錨事故防止ポータルサイト」をご覧ください。

走錨事故防止
ポータルサイト

異常な気象・海象が予想される場合の新たな措置

東京湾に台風が接近する場合

台風接近が予想される際、次のような勧告に従い、安全な避難等をお願いします。

・特に勢力の強い台風の場合：一定の大型船等を対象とする**湾外への避難**や**入湾の回避**

・台風等の場合：管区本部長が定める海域にある錨泊船を対象とする機関の準備などの**走錨対策の強化**

等

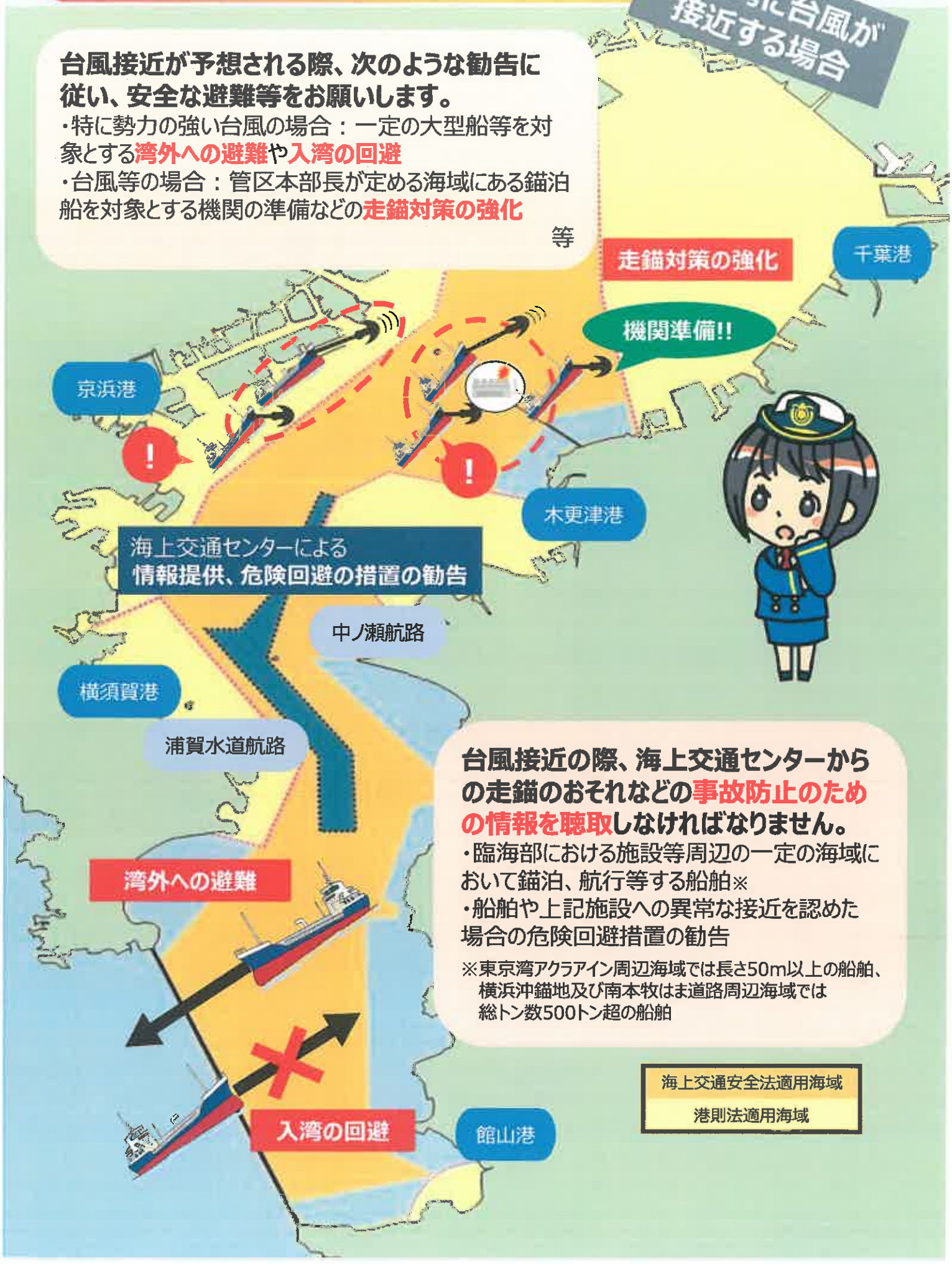

台風接近の際、海上交通センターからの走錨のおそれなどの事故防止のための情報を聴取しなければなりません。

・臨海部における施設等周辺の一定の海域において錨泊、航行等する船舶※

・船舶や上記施設への異常な接近を認めた場合の危険回避措置の勧告

※東京湾アクアライン周辺海域では長さ50m以上の船舶、横浜沖錨地及び南本牧はま道路周辺海域では総トン数500トン超の船舶

海上交通安全法適用海域

港則法適用海域

荷主企業等の皆様へのお願い

台風接近が予想される際、大型船等が湾外などへの避難や入湾の回避を**時間的余裕をもって行えるよう**、荷主企業等において**荷役計画の変更等の柔軟な対応**をお願いします。

海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

〒100-8976
東京都千代田区霞が関2-1-3
03-3591-6361
https://www.kaiho.milt.go.jp

官署等連絡先

海上保安庁 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL 03-3591-6361 https://www.kaiho.milt.go.jp	**第一管区海上保安本部** 〒047-8560 北海道小樽市港町5-2 TEL 0134-27-0118 https://www.kaiho.milt.go.jp/01kanku/	**第二管区海上保安本部** 〒985-8507 宮城県塩釜市貞山通3-4-1 TEL 022-363-0111 https://www.kaiho.milt.go.jp/02kanku/	**第三管区海上保安本部** 〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 TEL 045-211-1118 https://www.kaiho.milt.go.jp/03kanku/
第四管区海上保安本部 〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船2-3-12 TEL 052-661-1611 https://www.kaiho.milt.go.jp/04kanku/	**第五管区海上保安本部** 〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 TEL 078-391-6551 https://www.kaiho.milt.go.jp/05kanku/	**第六管区海上保安本部** 〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17 TEL 082-251-5111 https://www.kaiho.milt.go.jp/06kanku/	**第七管区海上保安本部** 〒801-8507 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 TEL 093-321-2931 https://www.kaiho.milt.go.jp/07kanku/
第八管区海上保安本部 〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井901 TEL 0773-76-4100 https://www.kaiho.milt.go.jp/08kanku/	**第九管区海上保安本部** 〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 TEL 025-285-0118 https://www.kaiho.milt.go.jp/09kanku/	**第十管区海上保安本部** 〒890-8510 鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1 TEL 099-250-9800 https://www.kaiho.milt.go.jp/10kanku/	**第十一管区海上保安本部** 〒900-8547 沖縄県那覇市港町2-11-1 TEL 098-867-0118 https://www.kaiho.milt.go.jp/11kanku/

各機関のホームページは右のリンクからご覧いただけます。
(海上保安庁関係リンク集)https://www.kaiho.milt.go.jp/link/link.html

海上保安庁 YouTube

海上保安庁 Twitter

海上保安庁 Instagram